

## 免除された国民年金保険料は、追納できます!

### ●追納によって、もらえる年金を増やすことができます。

老齢基礎年金の年金額を計算する際に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、**もらえる年金の額が少なくなってしまう**ます。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の**年金額を増やす**ことができます。

過去に**国民年金保険料の免除制度や、若年者納付猶予制度等**を利用されていた方については、将来もらえる年金を増やすためにも、追納をお勧めします。

### ●追納を行う場合は、申込みが必要です。

最寄りの年金事務所で申込みを行っていただきます。その後、厚生労働大臣の承認を受けたうえで納付書がお手元に届きますので、その納付書でお支払いください。**口座振替及びクレジット納付はできません**のでご注意ください。

### ●追納に関する注意事項

- ①…追納ができるのは**追納の承認を受けた月の前10年以内の免除等期間**に限られています。  
(例：平成27年4月分は平成37年4月末まで)
- ②…承認等をされた期間のうち、**原則古い期間からの納付**となります。
- ③…保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に**経過期間に応じた加算額が上乗せ**されますので、お早目の追納をお勧めします。

※今年度中に追納する際の保険料は、以下のとおりです。

免除等年度	追納保険料額（月額）			
	全額免除	四分之三免除	半額免除	四分の一免除
平成17年度	14,880円	—	7,440円	—
平成18年度	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線157、告知端末機5-8815)にお問い合わせ**ください。